

通年議会に関する資料

1 通年議会とは 会期を1年とし、その間は、議会の判断で必要に応じて会議を開けるようにする制度である。

2 通年議会を実現する2つの方法

(1) 従来の「定例会」の運用に工夫を加えて実現する方法

定例会は、限られた期間（会期）で、議案を集中的、効率的に審議するための制度

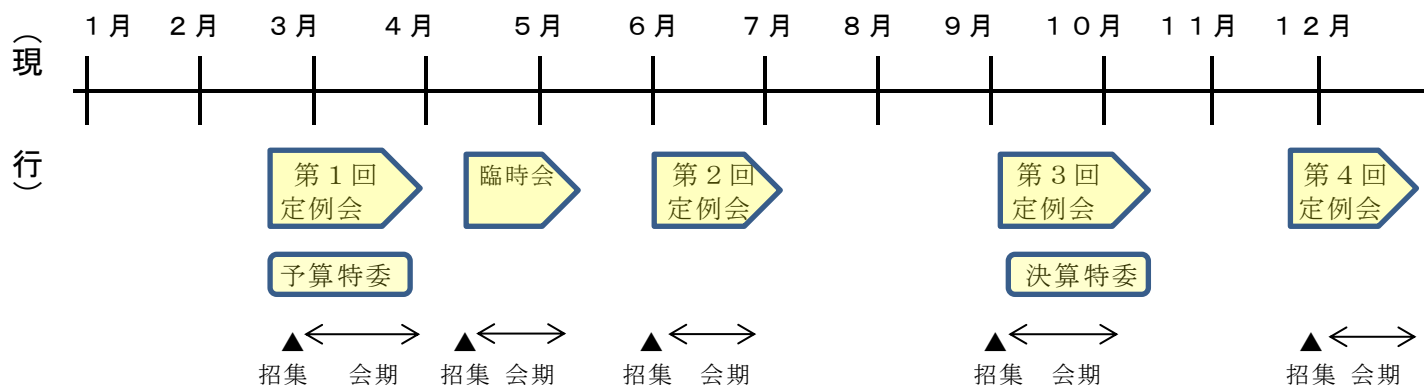
- 通年議会は、定例会の運用に工夫を加えることでも実現可能
- 1年間に招集する定例会の回数は、各自治体が条例で定める。
- 「通年議会」は、定例会の回数を年1回とし、会期を約1年とする運用で実現可能である。
- 1年間は、長の招集によらずとも、議会の判断で会議を開くことが可能となる。

(2) 新たな「通年の会期」を採用する方法（平成24年の自治法改正で創設）

- 「通年の会期」とは、定例会、臨時会の区分を設けず、条例で定める日から翌年の当該日の前日までの1年を会期とする制度（平成24年の法改正で創設）
- 既存制度の運用で実現されてきた「通年議会」を正面から認め、法律上の制度として新たに創設されたもの。（平成24年9月5日公布、同日施行）
- 次の事項を条例で定める必要がある。
 - ・ 会期の始期
 - ・ 定例日（定期的に会議を開く日。定例日以外にも、随時開催は可能）
- 長の招集は、実質的に4年に1回（改選時）。2年目からは、みなし招集となる。
- 4年間は、長の招集によらずとも、議会の判断で会議を開くことが可能となる。

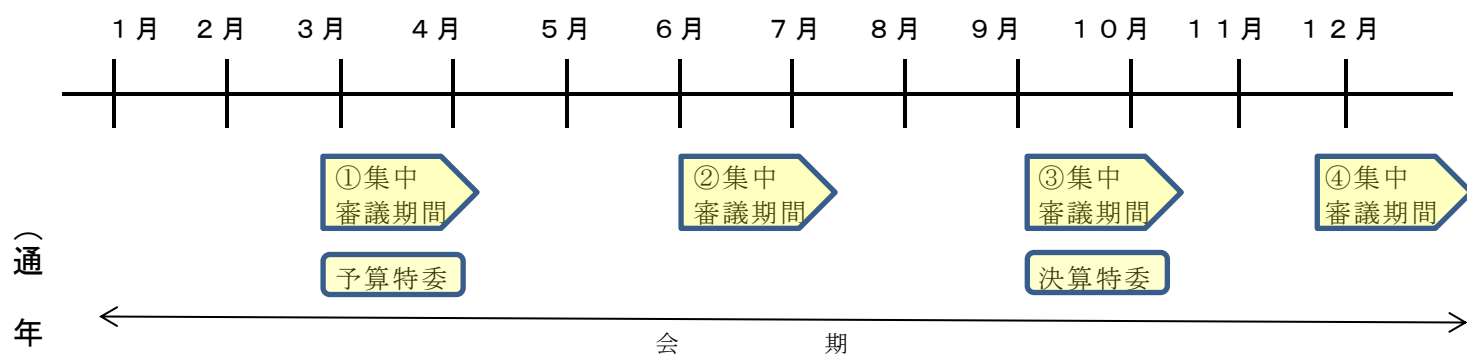
地方議会の会期の見直し(イメージ)

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議会を開催する運用を想定。



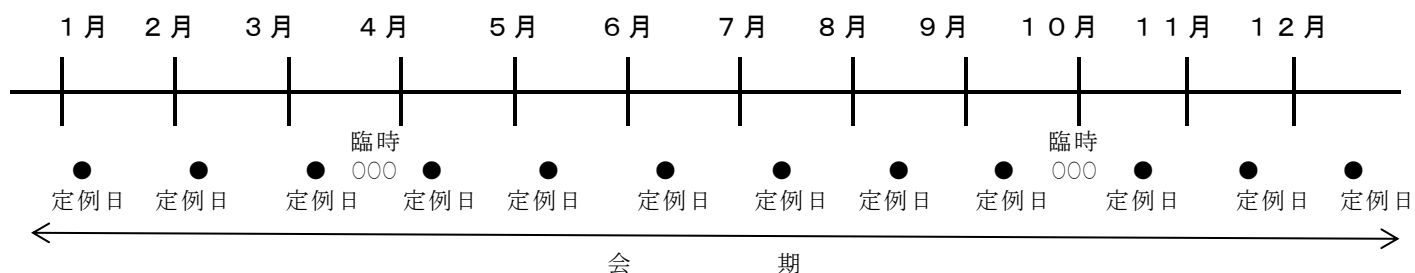
(従来の「定例会」の運用を工夫)

- ・ 通年議会は、定例会の運用に工夫を加えることでも実現可能
- ・ 1年間に招集する定例会の回数は、各自治体が条例で定める。
- ・ 「通年議会」は、定例会の回数を年1回とし、会期を約1年とする運用で実現可能である。
- ・ 1年間は、長の招集によらずとも、議会の判断で会議を開くことが可能となる。



(新制度 地方自治法改正時の総務省イメージ図)

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか招集行為は行わない。
 - ・ 会期は、原則として、条例で定める一月中の日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- 【運用イメージ】
- ・ 条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（例として毎月第2・第4水曜日、18時から20時まで）
 - （予算・決算については、2～3月、9月に集中審議→ 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



3 通年議会の導入状況

(1) 各政令市の状況

区 分	都市数	都 市 名
従前の制度による会期延長 で通年議会を導入した市	1	神戸市（2会期制）
定例会の回数を見直した市 （9月議会と12月議会を 一本化した3会期制）	1	大阪市（3会期制）
自治法改正で創設された通 年議会を導入した市	0	
通年議会を導入しない市	3	さいたま市、横浜市、岡山市
検討中の市	3	川崎市、名古屋市、京都市
今後検討する市	5	札幌市、千葉市、相模原市、新潟市、広島市
未検討の市	7	仙台市、静岡市、浜松市、堺市、北九州市、 福岡市、熊本市

(2) 導入した府県議会の状況

区 分	府県数	府 県 名
従前の制度による会期延長 で通年議会を導入した県	3	秋田県議会（神戸市と同様 2会期制） 三重県議会（1会期制） 長崎県議会 //
定例会の回数を見直した府 県（9月議会と12月議会を 一本化した3会期制）	3	群馬県議会（大阪市と同様） 神奈川県議会 // 大阪府議会 //
自治法改正で創設された通 年議会を導入した県	1	栃木県議会

4 通年議会への対応を決定した理由

(1) 従前の制度による会期延長で通年議会を導入した市・県

- ①神戸市 会期中の一般質問日数を増やす検討に合わせ、会期の見直しを行った結果、導入を決定した。
- ②秋田県議会 十分な審議時間を確保するとともに、機動的、弾力的な議会運営を行うため会期日数を大幅に増やすことに伴い、定例会を年2回とした。
- ③三重県議会 1定例会当たりの会期日数の増加と議会審議の充実が可能となり、議員相互の討議による議会の活性化や県民の意向の議会審議への反映につながる。
- ④長崎県議会 種々の問題に対するタイムリーな集中審査と機動的な対応、議員による調査研究活動と新たな制度設計の作業等を多角的に実施し、議会と議員に課された役割を果たすための仕組みとして通年議会を実施する。

(2) 定例会の回数を見直した市・府・県(9月議会と12月議会を一本化した3会期制)

- ①大阪市 議会の活性化(質問の増)、公営企業会計と一般会計の決算審査を1会期で行うこと、予算審査に向け、決算の前倒し審査を狙って、平成24年から採用した。
- ②群馬県議会 会期日数を増やし、①災害などの突発的な事件や緊急の行政課題などに迅速に対応できる。②委員会の所管事項について、時機を逸することなく詳細な調査が行え、委員会活動を充実させる。③知事の専決処分が少なくなる。④委員会で議員間討議の機会を増やすことによる、議案の修正や提出などの政策立案、政策提言が活発になる。
- ③神奈川県議会 会期日数を約100日から約200日に増やし、十分な議論を可能とし、緊急時にも時機を失することなく会議を開催するため。
- ④大阪府議会 会期の総日数を現行より大幅に増やすことにより、議案の審議期間を十分に確保し、機動的かつ弾力的な議会運営が可能となるよう、定例会の回数を年3回に変更する。

(3) 自治法改正で創設された通年議会を導入した県

- ①栃木県議会 平成24年9月の地方自治法の一部改正により、年をまたぐ会期の設定が可能となったため、平成25年4月から、年度を単位とする通年会期制に移行した。

(4) 通年議会を導入しない理由

- ①さいたま市 議会運営委員会に諮問した結果、現状では課題が多いとして反対意見が多く、導入しないことを決定した。
- ②横浜市 基本条例制定に関する調査特別委員会で協議した結果、反対意見が多く、当面は見送りと決定した。
- ③岡山市 議会基本条例を検討した際に議会運営委員会で検討した結果、反対意見が多かったことため。

5 通年議会のメリット（効果）・デメリット（反対論）

メリット (効果)	デメリット (反対論)
①長の招集でなく議長権限により本会議を招集できる。	①議会の求める臨時会の招集を知事が拒否した事例はない。（長崎県議会）
②十分な審査時間が確保され、監視機能、政策立案機能等の議会機能が強化、議会運営の充実・活性化が図られる。	②弾力的な運営が難しく、執行部のスケジュールを縛り、行政事務や住民サービスの低下を招く。
③専決処分がなくなる。	③専決処分は乱発されていない。
④緊急の案件に迅速に対応できる。自然災害時などの緊急時に迅速に活動できる。	④専決処分がなくなれば、自然災害時に議会对応を優先するあまり、現場対応が後回しになる場合がある。（長崎県議会）
⑤通年議会の導入により、議員が1年中活動していることを市民知らしめる。	⑤地域活動も重要な職務であり、通年議会導入に伴う制約が危惧される。
⑥委員会活動が充実する。案件の審査をいつでもできるようになる。	⑥委員会の継続調査、臨時会の招集請求の方が効果的である。
⑦多様な層の住民の意見を反映できる。	⑦地方議会は、委員会中心の論議、審議であり、いつでも本会議を開くことができる通年議会制を採用する実益は少ない。
⑧執行機関が必要に応じて議案を提出できる。	

6 導入に当たって検討が必要な事項

(1) 通年議会の実施方法の検討

「従前の制度により会期を延ばした1または2回会期制」とする場合と「自治法改正で創設された通年議会」のいずれの方法とするか。

(2) 一時不再議の取り扱いの検討

(3) 請願・陳情の締切時期の検討

(4) 議員の発言取り消し、訂正の取り扱いの検討

(5) 会議録の確定時期・印刷範囲の取り扱いの検討